

改正

平成18年3月20日規則第9号

平成19年3月30日規則第30号

吹田市交通災害・火災等共済条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市交通災害・火災等共済条例（平成14年吹田市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入の申込み)

第2条 条例第4条の規定による申込みは、交通災害・火災等共済加入申込書（様式第1号）により行うものとする。

(加入申込みの受付場所)

第3条 加入申込みの受付場所は、市役所、山田出張所、千里丘出張所、千里出張所その他市長が指定する場所とする。

(加入者証の交付等)

第4条 共済に加入した者（以下「加入者」という。）に対しては、交通災害・火災等共済加入者証（様式第2号。以下「加入者証」という。）を交付し、加入者台帳（様式第3号）を保管するものとする。

(加入者証の記載事項の変更)

第5条 加入者は、加入者証の記載事項に変更が生じたときは、加入者証記載事項変更届（様式第4号）に当該変更の内容を証する書類及び加入者証を添えて市長に提出しなければならない。

(加入者証の再交付)

第6条 加入者は、加入者証を亡失し、又は損傷したときは、加入者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加入者証を再交付するものとする。

3 加入者証の損傷により第1項の申請書を提出する者は、その加入者証を申請書に添付しなければならない。

4 加入者証の再交付を受けた後において、亡失した加入者証を発見したときは、直ちに、これを

市長に返還しなければならない。

- 5 第2項の規定により市長が加入者証の再交付をしたときは、亡失し、又は損傷した加入者証は、無効とする。

(車両等に準ずるもの)

第7条 条例第8条に規定する規則で定めるものは、国外の車両及び身体障害者用車いす並びにモノレール、ケーブルカー、ロープウェイ及びリフトとする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 条例第10条及び第14条第3項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、加入者の死亡当時その者と生計を同じくしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、前号に該当しない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、加入者の死亡当時その者によって生計を維持していた者

- 2 交通災害共済見舞金(以下「交通災害見舞金」という。)並びに火災等共済見舞金及び死亡弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順位によるものとし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、同項第4号に掲げる者のうちにあつては、別に市長が定める順序によるものとする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

- 3 前項の場合において、同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者のうち1人を代表者に選任し、代表者選任届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(親族)

第9条 条例第14条第2項に規定する親族は、民法(明治31年法律第9号)第725条に規定する者(同条第2号に規定する配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)とする。

(交通災害見舞金の請求)

第10条 条例第10条の規定により条例別表第1の1等級の欄に規定する交通災害見舞金を請求しようとする者は、交通災害共済見舞金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入者証
- (2) 警察官署の発行する交通事故証明書
- (3) 死亡診断書又は死体検案書
- (4) 交通災害見舞金の受取人の印鑑証明書
- (5) 加入者の除籍謄本
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第10条の規定により条例別表第1の2等級から5等級までの欄に規定する交通災害見舞金を請求しようとする者は、前項の請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入者証
- (2) 警察官署の発行する交通事故証明書
- (3) 治療日を明記した医師の診断書
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、交通事故の事実を明確に認定することができる場合には、前2項に規定する提出書類の一部を省略させることができる。

(火災等共済見舞金等の請求)

第11条 条例第14条第3項の規定により火災等共済見舞金又は死亡弔慰金を請求しようとする者は、火災等共済見舞金等請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入者証
- (2) 消防機関が発行する災害証明書(浸水被害見舞金の請求の場合にあつては、居住する市町村の発行する被災証明書)
- (3) 死亡診断書又は死体検案書(死亡弔慰金の請求の場合に限る。)
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条及び様式第1号から様式第5号までの規定は、公布の日から施行する。

(吹田市交通災害共済条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市交通災害共済条例施行規則（昭和46年吹田市規則第37号）

(2) 吹田市火災共済条例施行規則（昭和56年吹田市規則第36号）

附 則（平成18年 3 月20日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年 3 月31日まで使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（以下省略）

様式第 1 号（第 2 条関係）

年度吹田市交通災害・火災等共済加入申込書					加入者番号	
					第	号
住所		電話			家族数	人
火災等	加入口数	1口 500円	2口 1,000円	世帯主氏名	ふりがな	
交 通 災 害	加入者氏名			性別	区分	領 収 印
	1	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	2	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	3	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	4	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	5	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
6	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下		

上記のとおり吹田市交通災害・火災等共済に加入の申込みをします。
吹田市長あて

様式第 2 号（第 4 条関係）

年度吹田市交通災害・火災等共済加入者証					加入者番号	
					第	号
住所		電話			家族数	人
火災等	加入口数	1口 500円	2口 1,000円	世帯主 氏名		
				ふりがな		
交 通 災 害	加入者氏名			性別	区分	共済期間 年4月1日から 〔4月1日以後の加入者は〕 加入金領収日の翌日から 年3月31日まで
	1	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	2	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	3	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	4	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	5	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
6	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	領 収 印	
吹田市長				領収印のないものは無効		

様式第3号（第4条関係）

年度吹田市交通災害・火災等共済加入者台帳					加入者番号	
					第	号
住所		電話			家族数	人
火災等	加入口数	1口 500円	2口 1,000円	世帯主 氏名		
				ふりがな		
交 通 災 害	加入者氏名			性別	区分	領 収 印
	1	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	2	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	3	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	4	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
	5	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下	
6	ふりがな		男・女	一 般 中学生以下		

様式第4号（第5条関係）

吹田市交通災害・火災等共済加入者証記載事項変更届

年 月 日

吹田市長あて

住 所 _____

加入者番号 _____

氏 名 _____

次のとおり加入者証の記載事項に変更があったので届け出ます。

変更年月日 _____ 年 月 日

変更事項及び変更理由 _____

様式第5号（第6条関係）

吹田市交通災害・火災等共済加入者証再交付申請書

年 月 日

吹田市長あて

住 所 _____

加入者番号 _____

氏 名 _____

次の理由により加入者証の再交付を申請します。

理由

- 亡失（紛失・盗難・その他（ ））
 損傷

様式第6号（第8条関係）

代 表 者 選 任 届

吹田市長あて

代表者	住 所	
	氏 名	

上記の者を代表者として選任したので届け出ます。

年 月 日

選任者 住所
氏名 ⑩

選任者 住所
氏名 ⑩

選任者 住所
氏名 ⑩

様式第7号（第10条関係）

吹田市交通災害共済見舞金請求書

年 月 日

吹田市長あて

請求者 住所
 氏名 印
 電話番号 ()
 (加入者との続柄)

次のとおり交通災害共済見舞金を請求します。

加入者番号	第 号	加入者氏名	年齢	歳	性別	男・女			
事故日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	事故場所						
事故の状況など	別紙 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 救急搬送証明書 <input type="checkbox"/> () のとおり								
傷害名			治療期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間			
請求額	円								
口座振込	振込先	銀行	支店	普通・当座	口座番号	口座名義 (フリガナ)			
直 接 受 領	領 収 書								
			百	十	万	千	百	十	円
	上記の金額を領収しました。ただし、吹田市交通災害・火災等共済による交通災害共済見舞金 年 月 日 吹田市会計管理者あて 住所 氏名 印								

様式第8号 (第11条関係)

吹田市火災等共済見舞金等請求書

年 月 日

吹田市長あて

請求者 住所

氏名 印

電話番号 ()

(加入者との続柄)

次のとおり 火災見舞金 地震火災見舞金
 死亡弔慰金 浸水被害見舞金 を請求します。

災害発生日時	年 月 日		午前	時	分	ごろ	午後	
災害発生場所						加入口数	1口・2口	
加入者番号	第	号	加入者氏名	被害の原因				
被害状況	火災・地震火災・浸水被害		床上	()	に被害			
			床下					
死亡者氏名			生年月日	年	月	日生	加入者との続柄	
口座振込	振込先	銀行	支店	普通・当座	口座番号		口座名義(フリガナ)	
決 定								
火災	火災見舞金	(等級)	円	決 定	年 月 日			
	死亡弔慰金		円	審 査	1	住民・外国人登録		
	支給額		円		2	加入者証		
				3	り災証明書			
				4	被災証明書			
				5	その他			
地震火災見舞金			円	浸水被害見舞金	円			
直 接 受 領	領 収 書							
			百	十	万	千	百	十
上記の金額を領収しました。ただし、吹田市交通災害・火災等共済による火災等共済見舞金等								
年 月 日								
吹田市会計管理者あて								
住所								
氏名 印								